

## 小川小学校いじめ防止基本方針

当校は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」とする）の第13条により「小川小学校いじめ防止基本方針」を、以下の通り定める。

法第22条に定める「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」は、「いじめ不登校対策委員会」（以下「当組織」とする）を中核に管理職、学年主任等で組織する。当組織は必要に応じ外部専門家（心理や福祉の専門知識を有する者）等の参加を依頼する。

当組織を中核とし、いじめの防止等の対策のための措置及び、重大事態への対処を以下のとおり行う。

### 【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法第2条）

また、SNS等による誹謗中傷等を「いじめ類似行為」として位置付け、「当該児童等が当該行為を知ったとき心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」として、いじめと同等に取り扱う（以下「いじめ」を含む。）

### 1 いじめの防止について（未然防止のための取組）

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、SNS等インターネット上で悪口を書く行為は、たとえ被害児童がそのことを知らずにいる場合でも「いじめ類似行為」としていじめと同等であることを指導する。
- (2) 未然防止の基本は、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが必要であるため、学校生活全体を通して行う。
- (3) 特別な配慮が必要な児童には、日常的に当該児童の状況を踏まえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を継続的に行う。
- (4) 「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、児童が主体的にいじめ問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。さらに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係、そのような学級・学校風土をつくる。
- (5) 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことに心掛ける。

### 【いじめ防止行動計画】

- (1) 「小川小学校いじめ防止基本方針」の職員共通理解・・・4月
- (2) いじめ防止職員研修・・・8月
- (3) 友人関係、集団づくり、社会性の育成（道徳、特別活動、学級活動、きらきらタイム、クラブ活動、課外活動、学校行事、子どもを語る会、PTA活動、小中連携事業、「生きる」を活用した公開授業）・・・それぞれの計画により実施

- (4) 授業改善による分かる授業づくり（校内研修の充実、授業公開（一人年1回）、個人研修計画、教師力アップ研修）・・・**通年**
- (5) 学習規律、家庭での学習習慣、情報モラル教育の徹底、定着（「学習5つの約束」、「小川小 生活のやくそく」、毎月の生活目標、家庭学習強調週間、情報モラル指導計画による計画的な学習）・・・**通年**
- (6) いじめ見逃しゼロスクール集会、小中連携事業・・・**それぞれの計画により実施**
- (7) 情報モラルに関する保護者への啓発活動
- (8) 「小川小学校いじめ防止基本方針」の保護者・地域住民への周知（学校説明会・学校運営協議会・HP）
- (9) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況の学校評価への位置づけ、達成目標の設定と評価

## 2 早期発見について（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

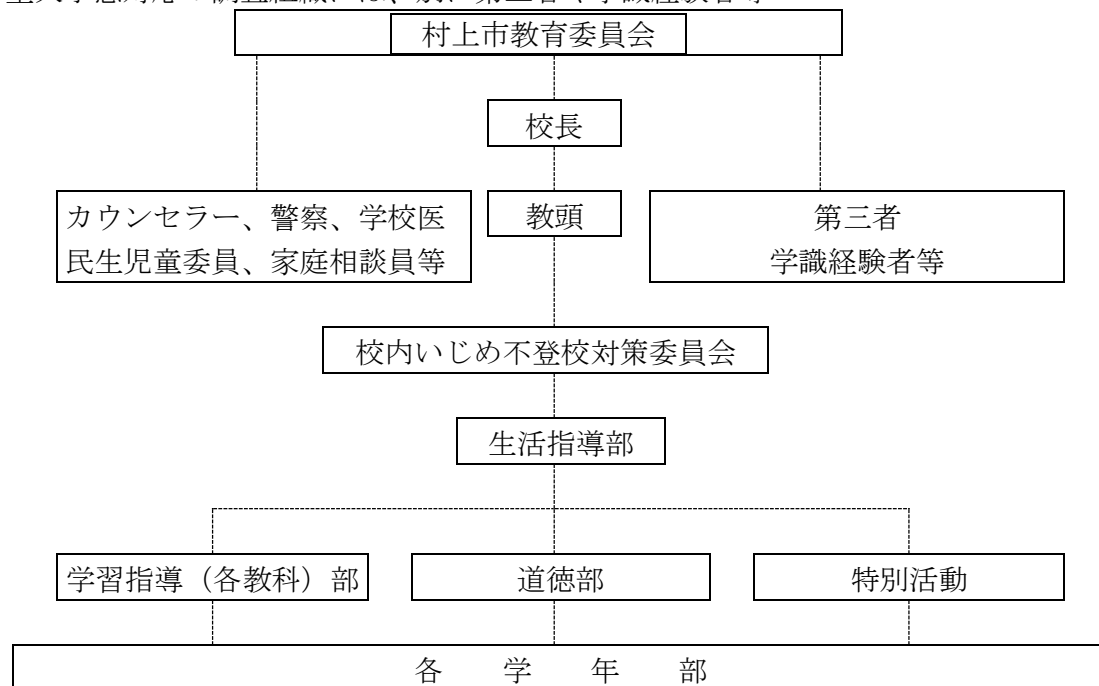
- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われていることを自覚する。
- (2) 些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知することに努める。
- (3) 全教職員が日ごろから児童の観察や信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに自らの感性を磨く。
- (4) 毎週木曜日、職員集会による情報交換、定期的なアンケート調査や教育相談等の実施、「いじめ見逃しゼロスクール」の実施等により、職員がいじめを見逃さず、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (5) インターネットを介して行われるいじめ等に対しては、関係機関等と連携し早期発見に努める。

### 【早期発見行動計画】

- (1) 学校生活全体を通して、子どもに寄り添う指導を心掛け、児童観察を通した早期発見への取組（子どもとの個別懇談）・・・**通年**
- (2) 保護者と信頼関係を深め、情報の収集を通した早期発見への取組（家庭訪問、個別懇談、連絡帳、電話連絡、「子どもと共に1・2・3運動」）・・・**通年**
- (3) アンケート調査の実施（いじめアンケート（毎月） Q-U（6、11月） 学校生活アンケート 保護者アンケート7、11月）・・・**適時**
- (4) 教育相談の実施（学校生活アンケート集計後）・・・**適時**
- (5) いじめ見逃しゼロスクール活動の実施（集会、小中連携事業）
- (6) 児童に対する「24時間いじめ相談ダイヤル」の周知

### 【いじめ不登校対策委員会（学校いじめ防止対策委員会）】の組織

- (1) 校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、関係学級担任等
- (2) 必要に応じて、カウンセラー、警察、民生児童委員、家庭相談員等
- (3) 重大事態対応の調査組織には、別に第三者や学識経験者等



### 3 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

- (1) いじめの疑いを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに当組織を中心に組織的に対応し、被害児童を守り通す態度で指導する。
- (2) 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (3) 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、加害児童の事情や心情を聴き取り、再発防止に向けて継続的に指導・支援する。
- (4) いじめの対応について、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (5) いじめが児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合や、暴行や傷害等、犯罪行為にあたりと認められた場合は、直ちに警察に通報し、被害児童を守る。
- (6) いじめの解消については、以下の2つの要件が満たされて、「学校いじめ防止対策委員会」で判断する。いじめ類似行為にあつては以下の①により解消を判断する。
  - ① いじめによる行為が止んでいること  
いじめを受けた児童に対する心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月とし、「学校いじめ対策委員会」がそれ以上の期間が必要だと判断した場合はより長期の期間とする。
  - ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを、被害児童と保護者との面談等で確認し認められること
- (7) いじめが解消に至っていない段階では、学校は被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

- (8) 学校運営協議会委員やP T A等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

#### 【いじめ措置行動計画】

- (1) いじめの事実確認（担任、学年主任、生活指導主任、養護教諭、校長、教頭等）
- (2) いじめを受けた児童への支援、その保護者に対する説明と連携（担任、学年主任、生活指導主任、教頭、校長、カウンセラー等）
- (3) いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言（担任、学年主任、生活指導主任、教頭、校長、カウンセラー等）
- (4) いじめの事実を市教育委員会に報告すると共に、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等について相談する等、緊密に連携する。
- (5) いじめ解消の確認（①いじめに係る行為が止んでいる（3か月以上） ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない ①②の要件を満たす）
- ~~(4) いじめが犯罪行為として取り扱われる場合の関係機関との連携（市教育委員会指導主事、警察等）~~
- (6) 学校運営協議会委員やP T A等を活用した、いじめの問題など学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりの推進

#### 4 重大事態への対処（設置者の指導・支援のもとで対応）

##### 【重大事態の意味】

- (1) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な傷害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合（ズボン降ろしを含む）
- (5) 一定期間（年間30日を目安）連続して欠席しているような場合  
「いじめ防止対策推進法」第28条第1項の規程による

- (1) 児童やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。
- (2) 重大事態の疑いが生じた段階で、速やかに村上市教育委員会に報告する。
- (3) 報告事案が重大事態であると判断した場合は、村上市教育委員会の指導の下、当組織を母体とし、適切な方法により調査を行う。
- (4) いじめられた児童から聞き取りする場合は、いじめられた児童を守ることを最優先として調査を行う。また、児童の状況に応じた継続的なケアに努め、学校生活復帰の支援や学習の支援等を行う。
- (5) 自殺が起きた場合の調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮して調査を行う。
- (6) 当調査に係わる事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。その際は、村上市教育委員会の指導の下、プライバシー等を十分配慮し提供する。

### 【重大事態対応行動計画】

- (1) 設置者への報告
- (2) 調査組織の設置（第三者の参加）
- (3) 事実関係明確化のための調査の実施
- (4) 情報の適切な提供（いじめを受けた児童及びその保護者）
- (5) 設置者への調査結果の報告
- (6) 調査結果を踏まえた必要な措置

## 5 評価・見直し

- (1) 学校評価の中で、各項目・取組の評価を行う。（保護者アンケート・3委員会による評価・学校関係者評価）
- (2) 学校運営協議会、P T A役員会で評価結果を説明し意見を受ける。
- (3) 評価結果を学校だより等で地域、保護者に公開する。
- (4) 評価結果を基に見直しを図る。
- (5) 学校説明会や学年P T A、学校H P等で基本方針を公表し、趣旨の理解を図る。

改訂 令和3年4月 1日

改訂 令和4年2月 28日